

議案第 3 1 号

三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 三次市国民健康保険税条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 号イ(ウ)中「 3 , 3 2 5 円」を「 9 , 9 7 5 円」に改め、同号エ(ウ)中「 4 3 8 円」を「 1 , 3 1 2 円」に改め、同条第 2 号イ(ウ)中「 2 , 3 7 5 円」を「 7 , 1 2 5 円」に改め、同号エ(ウ)中「 3 1 3 円」を「 9 3 7 円」に改め、同条第 3 号イ(ウ)中「 9 5 0 円」を「 2 , 8 5 0 円」に改め、同号エ(ウ)中「 1 2 5 円」を「 3 7 5 円」に改める。

第 2 条 三次市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「 1 0 0 分の 7 . 5 8 」を「 1 0 0 分の 7 . 5 6 」に改める。

第 4 条中「 1 0 0 分の 1 1 . 0 0 」を「 1 0 0 分の 7 . 8 6 」に改める。

第 5 条中「 2 万 5 , 3 0 0 円」を「 2 万 6 , 7 0 0 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「 1 9 , 0 0 0 円」を「 1 9 , 5 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「 9 , 5 0 0 円」を「 9 , 7 5 0 円」に改め、同条第 3 号中「 1 4 , 2 5 0 円」を「 1 4 , 6 2 5 円」に改める。

第 6 条中「 1 0 0 分の 1 . 0 3 」を「 1 0 0 分の 1 . 4 1 」に改める。

第 7 条中「 1 0 0 分の 2 . 0 0 」を「 1 0 0 分の 1 . 4 3 」に改める。

第7条の2中「4,200円」を「5,700円」に改める。

第7条の3第1号中「2,500円」を「3,600円」に改め、同条第2号中「1,250円」を「1,800円」に改め、同条第3号中「1,875円」を「2,700円」に改める。

第8条中「100分の1.55」を「100分の1.72」に改める。

第9条中「100分の4.5」を「100分の3.22」に改める。

第9条の2中「7,300円」を「8,400円」に改める。

第9条の3中「4,500円」を「4,800円」に改める。

第23条第1号ア中「17,710円」を「18,690円」に改め、同号イ(ア)中「13,300円」を「13,650円」に改め、同号イ(イ)中「6,650円」を「6,825円」に改め、同号イ(ウ)中「9,975円」を「10,238円」に改め、同号ウ中「2,940円」を「3,990円」に改め、同号エ(ア)中「1,750円」を「2,520円」に改め、同号エ(イ)中「875円」を「1,260円」に改め、同号エ(ウ)中「1,312円」を「1,890円」に改め、同号オ中「5,110円」を「5,880円」に改め、同号カ中「3,150円」を「3,360円」に改め、同条第2号ア中「12,650円」を「13,350円」に改め、同号イ(ア)中「9,500円」を「9,750円」に改め、同号イ(イ)中「4,750円」を「4,875円」に改め、同号イ(ウ)中「7,125円」を「7,313円」に改め、同号ウ中「2,100円」を「2,850円」に改め、同号エ(ア)中「1,250円」を「1,800円」に改め、同号エ(イ)中「625円」を「900円」に改め、同号エ(ウ)中「937円」を「1,350円」に改め、同号オ中「3,650円」を「4,200円」に改め、同号カ中「2,250円」を「2,400円」に改め、同条第3号ア中「5,060円」を「5,340円」に改め、同号イ(ア)中「3,800円」を「3,900円」に改め、同号イ(イ)中「1,900円」を「1,950円」に改め、同号イ(ウ)中「2,850円」を「2,925円」に改め、同号ウ中「840円」を「1,140円」に改め、同号エ(ア)中「500円」を「720円」に改め、同号エ(イ)中「250円」を「360円」に改め、同号エ(ウ)中「375円」を「540円」に改め、同号オ中「1,460円」を「1,680円」に改め、同号カ中「900円」を「960円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から，第 2 条の規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例中第 1 条の規定による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は，平成 2 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成 2 4 年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。
- 3 この条例中第 2 条の規定による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は，平成 3 1 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。